

令和2年10月26日(月) 場所 委員会室

○出席委員

委員長	高柳貴美代	委員	小口 俊明
副委員長	稗田美菜子	.....	
委員	藤田 貴裕	議長	石井 伸之
”	藤江 竜三	副議長	望月 健一
”	住友 珠美		

○出席説明員

市長	永見 理夫	政策経営部長	宮崎 宏一
副市長	竹内 光博	行政管理部長	藤崎 秀明

○議会事務局職員

議会事務局長	内藤 哲也
議会事務局次長	波多野敏一

○協議事項

◎議長及び市長挨拶

議題1. 第4回定例会の議事運営について

- (1) 会期、日程(案)等について
    - ① 会期、日程(案)について
    - ② 議事日程(案)について
  - (2) 議案、請願・陳情等の取扱いについて
    - ① 議案等について
    - ② 請願・陳情について
    - ③ 追加議案について
    - ④ 各常任委員会への報告事項について
  - (3) 議員提出議案の提出期限について
2. 令和3年定例会の日程について
  3. 懸案事項について

○【高柳貴美代委員長】 皆様、おはようございます。着座にて失礼いたします。

第4回定例会前の議会運営委員会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。国立市のスーパークールビズの期間は10月末日までとなっておりますので、第4回定例会におきましても、そのような対応とさせていただきたいと思っております。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開きます。



#### ◎議長及び市長挨拶

○【高柳貴美代委員長】 まずは、議長より御挨拶をお願いいたします。

○【石井伸之議長】 おはようございます。本日は第4回定例会前の議会運営委員会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。今議会は、市長選が12月13日投開票で控えているということから、いつもより1か月早い第4回定例会となっております。皆様におかれましては、準備等で慌ただしい日々を過ごされているかと思いますが、どうか第4回定例会に向けて準備のほどよろしく御願いたします。

また、懸案事項につきましても、委員会設置条例の改正に向けて大変丁寧な御議論を頂き、心から感謝を申し上げます。しっかりと誰もが、新型コロナウイルスや災害等で出席できないということを想定した中で、リモートでのウェブ会議実現に向けて、今後とも議論を深めていただきますよう心からお願いを致しまして、一言挨拶とさせていただきます。本日もどうぞよろしく御願いたします。

○【高柳貴美代委員長】 ありがとうございます。

続きまして、市長から御挨拶をお願いいたします。

○【永見市長】 おはようございます。本日は令和2年第4回市議会定例会に向けて議会運営委員会を開催していただき、感謝申し上げます。

今回の提出予定案件でございますが、初めに、条例案につきましては、国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例の一部を改正する条例案及び国立市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例案の2件を提出させていただいております。

次に、補正予算案についてですが、令和2年度国立市一般会計補正予算（第8号）案、令和2年度国立市一般会計補正予算（第9号）案、令和2年度国立市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案、令和2年度国立市介護保険特別会計補正予算（第2号）案、令和2年度国立市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案、令和2年度国立市下水道事業会計補正予算（第1号）案の6件を提出させていただいております。この補正予算案のうち、令和2年度国立市一般会計補正予算（第8号）案につきましては、本会議初日に即決でお取扱いを頂きますようよろしく御願いたします。

次に、財産の無償貸付けについてですが、富士見台四丁目自治会が自ら集会所を建築するに当たり、同自治会に建築用地を無償で貸し付けることについての議案を提出させていただいております。

次に、指定管理者の指定として、国立市障害者センター、くにたち心身障害者通所訓練施設あすなろ、くにたち北高齢者在宅サービスセンター、くにたち福祉会館の合計4施設について提出させていただいております。

最後に、追加提出予定案件でございます。東京都人事委員会勧告に伴う追加提出案件として、国立市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案の外1件の勤務条件に関する条例案につきましては、職員団体との交渉の成立など条件が整い次第、追加議案として提

出させていただきます。なお、その際には、令和2年度国立市一般会計補正予算（第10号）案外4件の特別会計、事業会計の補正予算案につきましても追加議案として提出させていただきます。

また、人事案件と致しまして、国立市監査委員、国立市人権擁護委員の2件につきましても、準備が整い次第、追加議案として提出させていただきますので、よろしくお願いいたします。

最後に、1件御報告とお願いがございます。大川健康福祉部長についてですが、10月24日に体調不良につき、現状において1週間程度の療養が必要との診断が出ました。したがって、10月29日の本会議初日につきましては、議案に係る担当課長が出席し対応させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。また、状況によっては、さらに長引くことも考えられますことから、その節は同様の対応とさせていただきたいと思っておりますので、何とぞ御配慮いただきますようお願い申し上げます。私からは以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○【高柳貴美代委員長】 ありがとうございます。

それでは、お手元に御配付の協議事項に沿って議事を進行してまいります。



## 議題1. 第4回定例会の議事運営について

### (1) 会期、日程（案）等について

#### ① 会期、日程（案）について

○【高柳貴美代委員長】 議題1、第4回定例会の議事運営について、(1)会期、日程（案）等についての①会期、日程（案）について、事務局より説明をお願いいたします。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 初めに、会期、日程（案）について御説明を申し上げます。

市長提出議案でございますが、条例の一部改正、補正予算、財産の無償貸付け及び指定管理者の指定に継続審査分の決算認定を含めて、合計18件でございます。

次に、請願・陳情でございますが、今回、請願はございません。陳情が1件提出されております。

第4回定例会の会期は、10月29日木曜日から11月30日月曜日までの33日間とする案でございます。

それでは、お手元に御配付いたしました令和2年国立市議会第4回定例会日程表について御説明を申し上げます。10月29日木曜日が本会議の初日でございます。初日は、会議録署名議員の指名、会期の決定、行政報告、議案等上程、委員会付託、決算に対する会派代表討論及び採決まででございます。30日金曜日からは11月1日日曜日までは休会とし、2日月曜日、3日火曜日の文化の日を除きまして、4日水曜日、5日木曜日、6日金曜日の4日間を一般質問と致します。一般質問通告者は20名ございましたので、前例に倣い、各日5名の割り振りで行う案でございます。

7日土曜日からは9日月曜日までは休会とし、10日火曜日が総務文教委員会、11日水曜日が建設環境委員会、12日木曜日が福祉保険委員会でございます。13日金曜日からは17日火曜日までは最終本会議に向けての議事整理等のため休会とし、16日月曜日に最終本会議の議事運営について議会運営委員会を開催し、18日水曜日を最終本会議とする日程案でございます。

なお、9月28日開催の会派代表者会議で確認されておりますとおり、議会に新型コロナウイルスの感染者が発生した場合等に備えて、11月30日月曜日にも本会議を行える日程としているところでございます。本定例会の本会議につきましては、国立市立小学校全8校の第6学年児童が学校単位でローテーションを組み、議会見学のため傍聴する予定となっております。会期、日程（案）につきましては以上のとおりでございます。御協議くださいますようお願い申し上げます。

○【高柳貴美代委員長】 局長より説明がありました。ただいまの説明に対して質疑、意見等を承り

ます。住友委員。

○【住友珠美委員】 小学生の傍聴が入るということですが、従来でしたら1つのところにまとまって見学をされていると思いますが、三密を避ける条件だと思います。その点に対してはどのようなになっているか教えていただけますか。

○【内藤議会事務局長】 教育委員会さんのほうと調整をさせていただきまして、従来の半分の人数で傍聴していただくということになってございます。席のほうは1つずつ空けていただいてソーシャルディスタンスを保ちつつ、また、通常よりも短い傍聴の期間ということも聞いているところでございます。また、お待ちいただいたり、入替えをするときの密を避けたりするためにも、この委員会室を待合場所として利用させていただきまして、三密防止、ソーシャルディスタンスというのを保ちながら実施をさせていただき予定でございまして、よろしく願いいたします。以上でございます。

○【高柳貴美代委員長】 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、議会事務局長の説明のとおり決定いたします。



## ② 議事日程(案)について

○【高柳貴美代委員長】 続きまして、②議事日程(案)について、事務局より説明をお願いします。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 それでは、議事日程(案)について御説明を申し上げます。お手元の議事日程(第1号)を御覧願います。議事日程は、おおむね前例に倣い配列を致しております。初日の議事日程につきましては、日程第22、陳情第11号の委員会付託までで散会し、2日月曜日から日程第23、一般質問に入るという案でございます。

なお、最終本会議には選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙を予定いたしておりますので、御承知おきいただきたいと存じます。議事日程(案)につきましては以上のとおりでございます。よろしく御協議くださいますようお願い申し上げます。

○【高柳貴美代委員長】 局長より説明がありました。ただいまの説明に対して質疑、意見等を承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、議会事務局長の説明のとおり決定いたします。



## (2) 議案、請願・陳情等の取扱いについて

### ① 議案等について

○【高柳貴美代委員長】 続きまして、(2)議案、請願・陳情等の取扱いについてに入ります。まず、①議案等について、事務局から御説明をお願いします。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 それでは、議案等の取扱いと議案の付託先について御説明を申し上げます。日程第6、第76号議案令和2年度国立市一般会計補正予算(第8号)案につきましては、先ほど市長の御挨拶にありましてとおり、即決の扱いをお願いしたいと存じます。

日程第13、第83号議案国立市障害者センターの指定管理者の指定についてから日程第16、第86号議案くにたち福祉会館の指定管理者の指定についてまでの4件につきましては、関連する事件であることから、先例に倣いまして一括議題とする扱いに致したいと存じます。

日程第17、認定第1号令和元年度国立市一般会計歳入歳出決算（継続審査分）から日程第21、認定第5号令和元年度国立市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算（継続審査分）までの認定5件につきましては一括議題とし、委員長報告を受けた後、質疑は省略し、直ちに会派代表討論に入り、採決は別個採決とする扱いとなります。決算に対する会派代表討論は、先例に倣いまして、2人以上の会派は10分以内、1人会派は5分以内で行います。その順序は、既に抽せんによりまして、お手元に御配付いたしております会派代表討論発言順表のとおりとなっております。

次に、議案の付託先について御説明を申し上げます。お手元に御配付の付託事件一覧表を御覧願います。第74号議案及び第75号議案は総務文教委員会になります。第77号議案令和2年度国立市一般会計補正予算（第9号）案は各常任委員会、第78号議案令和2年度国立市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案から第80号議案令和2年度国立市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案までは福祉保険委員会、第81号議案令和2年度国立市下水道事業会計補正予算（第1号）案は建設環境委員会となります。第82号議案は建設環境委員会、第83号議案から第86号議案までは福祉保険委員会となります。議案の付託先は以上のとおりでございます。議案の取扱いも含めまして御協議くださいますようお願い申し上げます。

○【高柳貴美代委員長】 局長より説明がありました。ただいまの説明に対して質疑、意見等を承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、議会事務局長の説明のとおり決定いたします。



## ② 請願・陳情について

○【高柳貴美代委員長】 次に、②請願・陳情についてに入ります。その取扱いについて、議会事務局より説明をお願いします。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 それでは、請願・陳情について御説明を申し上げます。

今回、請願はございません。

陳情の付託先について御説明を申し上げます。陳情第11号は総務文教委員会となります。請願と陳情の取扱いと付託先につきましては、以上のとおりでございます。御協議くださいますようお願い申し上げます。

○【高柳貴美代委員長】 局長から説明がありました。ただいまの説明に対して質疑、意見等を承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、議会事務局長の説明のとおり決定いたします。



## ③ 追加議案について

○【高柳貴美代委員長】 続いて、③追加議案について、事務局から説明をお願いいたします。議会事務局。

○【内藤議会事務局長】 追加議案につきまして、御説明をさせていただきます。市長の御挨拶にありましたとおり、国立市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案外1件の勤務条件に係る条例案及びこれに関連する各会計補正予算案につきまして、職員団体との交渉が調い次第、追加提案させていただきたいとのごことでございます。その取扱いにつきま

ては、前半の本会議までに議案が提出されましたら、提出された日の最後に追加議事日程として掲載し、所管の委員会に付託する扱いとなります。なお、前半の本会議に間に合わない場合には最終本会議の議事日程に掲載し、即決の扱いとなります。

次に、国立市監査委員及び国立市人権擁護委員の人事案件につきましては、準備が整い次第、追加提案をさせていただきたいとのごことでございます。その取扱いにつきましては、議長宛てに提出されましたら、人事案件でございますので、先例に倣いまして、最終本会議の議事日程に掲載することとなります。追加議案につきましては、以上のとおりでございます。御協議くださいますようお願いいたします。

○【高柳貴美代委員長】 局長より説明がありました。ただいまの説明に対して質疑、意見等を承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、議会事務局長の説明のとおり決定いたします。



#### ④ 各常任委員会への報告事項について

○【高柳貴美代委員長】 ④各常任委員会への報告事項について、事務局から説明をお願いします。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 お手元に御配付しております報告事項の送付についての写しを御覧願います。報告事項は、総務文教委員会の報告1件、建設環境委員会の報告が3件、福祉保険委員会の報告が1件でございます。以上のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

○【高柳貴美代委員長】 局長より説明がありました。ただいまの説明に対して質疑、意見等を承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、議会事務局長の説明のとおり決定いたします。



#### (3) 議員提出議案の提出期限について

○【高柳貴美代委員長】 (3)議員提出議案の提出期限についてに入ります。事務局から説明をお願いします。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 それでは、議員提出議案の提出期限につきまして御説明を申し上げます。

議員提出議案の提出期限につきましては、先例に倣いまして、11月12日木曜日開催の福祉保険委員会の正午まででございます。なお、福祉保険委員会での陳情の採択等や最終本会議での議決を受けて提出する議案は、この限りではないとなっております。でございます。

また、先例では、意見書、決議案等につきまして、一般質問初日の正午までに議長及び各会派に配付しなければならないとされてございますので、11月2日月曜日の正午までに御配付いただきますようお願いいたします。以上でございます。

○【高柳貴美代委員長】 局長より説明がありました。ただいまの説明に対して質疑、意見等を承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、議会事務局長の説明のとおり決定いたします。



## 議題2. 令和3年定例会の日程について

○【高柳貴美代委員長】 議題2、令和3年定例会の日程について、事務局より説明をお願いいたします。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 令和3年の定例会につきましては、9月28日に開催いたしました会派代表者会議におきまして、お手元に御配付のとおり確認をされました。丸印が本会議、そのほか議会運営委員会、一般質問通告期間、常任委員会等の開催予定日を記載してございます。

なお、一般質問等を行う本会議の予定日につきましては、白抜き丸で表示をしてございます。定例会の日程につきましては、変更の必要がある場合には会派代表者会議、あるいは議会運営委員会において協議することとなっておりますので、併せて御確認をお願いいたします。ここで御確認いただきましたら御配付をさせていただきたいと存じます。以上でございます。

○【高柳貴美代委員長】 局長より説明がありました。ただいまの説明に対して質疑、意見等を承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、議会事務局長の説明のとおり決定いたします。

以上で議題1及び議題2についてが終了いたしました。市長はじめ当局におかれましては、御退席いただいても結構でございます。ありがとうございました。



## 議題3. 懸案事項について

○【高柳貴美代委員長】 それでは、議題3、懸案事項についてに入ります。委員会のオンライン開催について協議を行ってまいりたいと存じます。

初めに、前回出された要望につきまして、議会事務局で取りまとめができたものの御報告を頂きたいと思っております。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 御要望を頂いたもののうち、先進自治体議会の例規に関する資料と26市の決算審査の状況につきまして御報告をさせていただきます。

先進自治体の例規に関する資料につきましては、お手元の議会運営委員会資料No.8を御覧願います。東京都議会委員会条例、大阪府議会委員会条例及び大阪市会会議規則、この3つにつきまして、オンライン開催に関わる部分を抜粋してございます。それぞれ委員会をオンラインで開催できる場合は微妙に異なっておりますので、その点を中心に御説明をさせていただきます。

東京都議会委員会条例では、第13条の2に委員会の開会方法の特例を規定し、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止措置をオンライン開催の要件と定めているところでございます。

続いて、次ページを御覧ください。大阪府議会委員会条例におきましては、オンラインで開催できる場合として、大きく2点挙げております。まず第1に、第12条の2第1号では、重大な感染症の蔓延防止措置または大規模な災害等の発生の場合としているところでございます。第2に、同条第2号では、育児、介護等のやむを得ない事由がある場合としているところでございます。

大阪市会会議規則では、第41条の2第1項におきましては、新型コロナウイルス感染性の蔓延防止措置の観点等から参集が困難と判断される実情がある場合に、オンラインを活用した委員会を開催できるとの規定となっているところでございます。そのほか、オンライン委員会に出席を希望する委員は委員長の許可を得ることや、定足数、表決等の規定との整理などにつきましては、各議会に共通する事項となっているところでございます。

次に、26市の決算審査の状況でございますが、9月の時点での調査になりますが、オンラインを活用した委員会開催を検討し、実施している市はございませんでした。御報告は以上でございます。御協議のほどよろしくお願いいたします。

○【高柳貴美代委員長】 ここで暫時休憩とさせていただきます。

午前10時27分休憩



午前11時27分再開

○【高柳貴美代委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。

ただいま議会事務局長の御説明を頂きました。以前お配りいたしました議会運営委員会資料No.6、これをたたき台として、各党派、交渉団体にお持ち帰りいただきまして協議を進めていただきたいと思います。

なお、本日お配りした資料につきましても参考にしていただきまして協議していただければと思います。そして、次回その協議の経過を皆さんに発表していただきたいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ほかになれば、議題3を終わります。



○【高柳貴美代委員長】 これをもちまして、議会運営委員会を散会と致します。

午前11時28分散会

国立市議会委員会設置条例第29条の規定により、ここに署名いたします。

令和2年10月26日

議 会 運 営 委 員 長

高 柳 貴 美 代